

唐津市監査委員公告第3号

住民監査請求に係る勧告に基づき市長が講じた措置の公表について
住民監査請求に係る勧告に基づき、市長が講じた措置について別紙のとおり通知
があったので、地方自治法第242条第9項の規定により公表する。

令和3年3月3日

唐津市監査委員 竹 内 御木夫

唐津市監査委員 飯 田 隆 人



唐政行第130号

令和3年3月1日

唐津市監査委員 竹内 御木夫 様

唐津市監査委員 飯田 隆人 様

唐津市長 峰 達 郎



住民監査請求に係る監査結果の勧告に対する措置について（通知）

令和2年12月14日付けで提出された住民監査請求に係る令和3年2月10日
付け唐監査第216号の勧告に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第
242条第9項の規定に基づき、別紙のとおり措置を講じたので通知します。



住民監査請求に係る監査結果の勧告に対する措置

1 勧告の内容

唐津市ふれあい自然塾ひぜんの元塾長に令和2年2月5日から同年3月31日までの出勤停止期間中に支払われた報酬額について、月額150,000円の基本報酬は法令に違反した支出と認められないが、令和2年3月分として支給された通勤費報酬は本市の条例及び規則に違反した支出と認められる。

よって、請求人が措置を求める元塾長に支払われた出勤停止期間中の報酬相当額の市の損害を補填すべきとの本措置請求の一部には理由があると認められ、令和2年3月分の通勤費報酬として元塾長に支出した4,200円については、その額を唐津市に補填するため、唐津市長又はその権限の委任を受けた職員に対し、令和3年3月10日までに必要な措置を講ずべきことを勧告する。

2 勧告に基づき講じた措置

唐津市ふれあい自然塾ひぜんの元塾長に令和2年2月5日から同年3月31日までの出勤停止期間中に支払った報酬額のうち、令和2年3月分として支払った通勤費報酬4,200円については、唐津市が元塾長に返還を求め、令和3年2月16日に元塾長からその全額について返還を受けた。